

平成 21 年 7 月 29 日

練馬区地域包括支援センター運営協議会および
練馬区地域密着型サービス運営委員会の運営について

1 設置目的等

名称	地域包括支援センター運営協議会	地域密着型サービス運営委員会	(参考) 介護保険運営協議会
目的	練馬区介護保険条例に基づき、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置する。	練馬区介護保険条例に基づき、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置する。	練馬区介護保険条例に基づき、介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するために設置する。
主な役割	区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。 (1)地域包括支援センターの設置・運営に関する事項 (2)地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項	区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。 (1)地域密着型サービス費の額に関する事項(介護予防を含む) (2)指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項(介護予防を含む) (3)指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準(介護予防を含む) (4)地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項	区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。 (1)介護保険事業計画に関する事項 (2)その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

※ 本年 4 月から「高齢者相談センター」の呼称を使用しているが、地域包括支援センターは法令で規定されているため、運営協議会の名称は従来どおりである。

2 委嘱

- (1) 地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の効率的運営の観点から、両会の委員として委嘱する。
- (2) 委嘱期間：平成21年7月1日から平成24年6月30日まで（3年間）

3 会議の運営

- (1) 原則として、両会は同日開催とし、地域包括支援センター運営協議会終了後、地域密着型サービス運営委員会を開会する。なお、同一案件の場合はいずれかの会において協議等を行うものとする。
- (2) 「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に基づき、会議は原則公開とし、10名程度の範囲において傍聴できるものとする。
ただし、非公開案件の協議等の場合は傍聴不可とする。
- (3) 会議日程は、区ホームページにより事前に周知する。
- (4) 議事録は、委員の承認を得た後に、区ホームページに掲載する。
- (5) 委員報酬は、後日、出席委員の届出口座に振り込むものとする。

練馬区介護保険条例（抜粋）

（法＝介護保険法）

第3章の2 地域包括支援センター

（設置）

第9条の2 法第115条の45第2項の規定に基づき、練馬区地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、位置および所管区域）

第9条の3 センターの名称、位置および所管区域は、つぎのとおりとする。

名称	位置	所管区域
練馬地域包括支援センター	東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号	練馬区の福祉に関する事務所設置条例（昭和40年4月練馬区条例第6号。以下「福祉事務所設置条例」という。）別表に規定する練馬総合福祉事務所の所管区域
光が丘地域包括支援センター	東京都練馬区光が丘二丁目9番6号	福祉事務所設置条例別表に規定する光が丘総合福祉事務所の所管区域
石神井地域包括支援センター	東京都練馬区石神井町三丁目30番26号	福祉事務所設置条例別表に規定する石神井総合福祉事務所の所管区域
大泉地域包括支援センター	東京都練馬区東大泉一丁目29番1号	福祉事務所設置条例別表に規定する大泉総合福祉事務所の所管区域

（委任）

第9条の4 法令およびこの条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、区長が別に定める。

第3章の3 地域包括支援センター運営協議会

（設置）

第9条の5 センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、区長の附属機関として、練馬区地域包括支援センター運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。

- (1) センターの設置に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項

（組織）

第9条の6 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者
- (2) 居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用者等
- (3) 医療従事者
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者
- (5) 指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）の職員
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第9条の7 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条の8 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章の4 地域密着型サービス運営委員会

(設置)

第9条の9 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）の適正な運営を確保するため、区長の附属機関として、練馬区地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、区長の求めに応じて、つぎに掲げる事項について協議し、意見を述べる。

- (1) 法第42条の2第4項の地域密着型介護サービス費の額に関する事項
- (2) 法第54条の2第4項の地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項
- (3) 法第42条の2第1項本文の指定に関する事項
- (4) 法第54条の2第1項本文の指定に関する事項
- (5) 法第78条の4第4項の指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (6) 法第115条の14第4項の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(組織)

第9条の10 委員会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者
- (2) 居宅サービス等の利用者等
- (3) 医療従事者
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員
- (6) 学識経験者

(委員の任期)

第9条の11 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条の12 前3条に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

（条例＝練馬区介護保険条例）

第3章の2 地域包括支援センター運営協議会

（地域包括支援センター運営協議会の構成）

第8条の2 条例第9条の6に規定する練馬区地域包括支援センター運営協議会(以下この章において「協議会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 6人以内
- (2) 居宅サービス等の利用者等 1人以内
- (3) 医療従事者 2人以内
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 5人以内
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内
- (6) 学識経験者 2人以内

（委員長）

第8条の3 協議会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条の4 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章の3 地域密着型サービス運営委員会

（地域密着型サービス運営委員会の構成）

第8条の5 条例第9条の10に規定する練馬区地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 6人以内
- (2) 居宅サービス等の利用者等 1人以内
- (3) 医療従事者 2人以内
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 5人以内
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内
- (6) 学識経験者 2人以内

(委員長)

第8条の6 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条の7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。